

## 小中学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食は、学校給食法第1条に、「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすもの」「食育の推進を図ることを目的とする」と、その役割と目的が規定されています。

食育基本法では、食育を、生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの、と位置づけ、教育の一環としています。

そして、日本国憲法第26条は、「義務教育はこれを無償とする」と明記しています。この憲法の精神に立てば、学校給食は教育の一環であり、無償とすべきです。

学校給食法第11条で、学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費以外に学校給食に要する経費は児童及び生徒の保護者の負担とする、としています。文部科学省は、「地方公共団体が補助金導入にあたり、学校給食法の趣旨は設置者の判断で保護者負担を軽減または負担なしとすることが可能である」との見解を示しています。

全国では学校給食費の無償化に向けた自治体の取り組みが大きく広がり、1741の自治体の4分の1の442自治体が全額補助、一部補助を実施しています。(2017年4月)愛知県内でも54市町村のうち、14市町村が一部補助を実施しています。

学校給食費の無償化で、自治体による格差や子どもの貧困の解消、子育て世代が抱える経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備を図り、少子化対策を推進することが必要です。

よって、愛知県におかれましては、小中学校の学校給食費の無償化を実施されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 6 月 2 1 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会